

**ピアaggioグループ、パリおよびミラノにおいてプジョーモトシクルに対する
欧州特許侵害訴訟で第一審勝訴
ベスパに続き、ピアaggioMP3スクーター技術の独自性が認められる**

2021年9月20日パリ-ミラノ — ピアaggioグループ(PIA.MI)は、パリ司法裁判所およびミラノ裁判所がそれぞれ数日以内に、プジョーモトシクル(現在、インド系企業により所有)が、ピアaggioの3輪スクーター「MP3」の技術に関する欧州特許を、プジョー「メトロポリス」モデルで侵害したとして、有罪判決を下すと発表した。

今回勝訴した判決(控訴期間中)でピアaggioグループが保有する特許は、3輪車両で従来のモーターサイクルのような傾斜を可能にする制御システムに関するものです。



プジョーモトシクルは、今回の侵害行為により、フランスにおいて150万ユーロの損害賠償と、さらなる侵害行為に対する罰金および訴訟費用の支払いを命じられました。

また、パリ裁判所の判決は、ピアaggioグループが特許を保有する制御システムを使用した3輪スクーター(プジョー・メトロポリスを含む)のプジョーモトシクルによる製造、販売促進、マーケティング、輸入、輸出、使用および所有をフランス国内で禁止し、偽造車両1台ごとに罰金を支払うことを条件としています。

ミラノ裁判所は、プジョーモトシクルによるプジョー・メトロポリスの輸入、輸出、マーケティング、広告（オフラインおよびオンライン）をイタリア国内で禁止し、判決の通知から30日以降に販売された車両1台につき6,000ユーロの罰金を科しています。また、プジョーモトシクルは90日以内にイタリア国内で販売されるすべての偽造車両を撤去することを求められ、命令の実行が遅れると1日10,000ユーロの追加罰金を支払うことを条件としています。



判決に関するあらましにおいて、ピアッジオグループは、3輪車両の最先端技術を誇るため多額の研究開発費を投資したことにより、ピアッジオMP3が市場でリーダー的な地位を確立していると述べています。

今回の訴訟は、競合製品や国際特許のデータベースを継続的に監視するなど、ピアッジオグループが長年に渡って推進してきた偽造品対策の広範な活動の一環です。近年、ピアッジオグループが提起した訴訟により、世界中で高い評価を受けているピアッジオ製品のデザインや技術革新の独自性が認められるようになりました。

◇報道関係者お問い合わせ先：
ピアッジオグループジャパン株式会社
〒108-0073 東京都港区芝 2-12-10 タカナミビル 1階
PR マーケティング：河野 僚太（こうの りょうた）
E-Mail press@piaggio.co.jp
代表電話 03-3454-8880 FAX 03-3454-8868